

# 令和6年度北海道大学大学院公共政策学教育部

## 入学者試験「専門科目試験問題」

### 試験科目：行政法【必須】

---

第1問 固定資産の価格を過大に決定されたことによって損害を被った納税者が地方税法432条1項本文に基づく審査の申出及び同法434条1項に基づく取消訴訟等の手続を経ない場合における国家賠償請求の許否が争われた訴訟において、名古屋地判平成20年7月9日判例地方自治332号43頁（最一小判平成22年6月3日民集64巻4号1010頁〔名古屋市冷凍倉庫事件判決〕の第1審判決）が示した以下の判示について、公定力の定義及び根拠並びに取消訴訟等と国家賠償請求訴訟の異同を明らかにしながら、論評しなさい。

(50点)

「行政処分が違法であることを理由として国家賠償の請求をするについては、あらかじめ当該行政処分につき取消判決を得なければならないものではないが……、行政処分は、たとえ違法であっても、その違法が重大かつ明白で当該処分を当然無効ならしめるものと認めるべき場合を除いては、適法に取り消されない限り完全にその効力を有するものと解される……、固定資産税等の過納金相当額を損害とする国家賠償法に基づく損害賠償請求を許容することは、実質的に、課税処分を取り消すことなく過納金の還付を請求することを認めることとなって、課税処分等の不服申立期間を制限した上記法の趣旨を潜脱することになるばかりか、課税処分の公定力をも実質的に否定することになる」

【参照条文】地方税法（昭和25年法律第226号）

#### 第432条（固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出）

1 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格（第389条第1項、第417条第2項又は第743条第1項若しくは第2項の規定によつて道府県知事又は総務大臣が決定し、又は修正し市町村長に通知したものを除く。）について不服がある場合においては、第411条第2項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日まで若しくは第419条第3項の規定による公示の日から同日後3月を経過する日（第420条の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日）までの間において、又は第417条第1項の通知を受けた日から3月以内に、文書をもつて、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。ただし、当該固定資産のうち第411条第3項の規定によつて土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋の価格については、当該土地又は家屋について第349条第2項第1号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第3項ただし書又は第5項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができない。

# 令和6年度北海道大学大学院公共政策学教育部

## 入学者試験「専門科目試験問題」

2 行政不服審査法第10条から第12条まで、第15条、第18条第1項ただし書及び第3項、第19条第2項（第3号及び第5号を除く。）及び第4項並びに第23条の規定は、前項の審査の申出の手続について準用する。この場合において、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「地方税法第432条第1項の審査の申出を受けた固定資産評価審査委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第19条第2項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他条例で定める事項」と読み替えるものとする。

3 固定資産税の賦課についての審査請求においては、第1項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができない。

### 第434条（争訟の方式）

1 固定資産税の納税者は、固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。

2 第432条第1項の規定により固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができる事項について不服がある固定資産税の納税者は、同項及び前項の規定によることによつてのみ争うことができる。

第2問 平成16年の行政事件訴訟法改正により同法9条2項が導入された背景及び意義について、同法9条1項の「法律上の利益を有する者」の定義を明らかにした上で、関連する判例を挙げつつ説明しなさい。

(50点)

以 上

# 令和6年度北海道大学大学院公共政策学教育部

## 入学者試験「専門科目試験問題」

### 試験科目：民法【選択】

---

以下の3問のうち、2問を選んで解答しなさい（配点各50点）。なお、解答は平成29年5月26日のいわゆる債権法改正後の民法に則して行うこと。

#### 第1問

民法94条2項類推適用について、具体例を挙げつつ、論じなさい。

#### 第2問

Aは、9月1日に、Bとの間で、Aが所有する土地甲を1000万円で売却するという契約を締結した。その際、代金のうち100万円は契約締結時に、残りの900万円は1か月後の10月1日に所有権移転登記手続に必要な書類と引換えに、それぞれ支払う旨が合意された。Bは、9月1日に、100万円をAに支払った。その後、同月10日に、Cは、何の権原もなく土地甲を占拠した。現在が同月20日であるとして、Bは、Cに対して、土地甲の返還を請求することができるか。

#### 第3問

Gは、Sに対して、1000万円の売掛代金債権 $\alpha$ を有している。Gは、9月1日に債権 $\alpha$ をAに譲渡し、その旨の通知をSに内容証明郵便で発信した。Gは、9月2日に債権 $\alpha$ をBに譲渡し、その旨の通知をSに内容証明郵便で発信した。Aへの債権譲渡についての内容証明郵便も、Bへの債権譲渡についての内容証明郵便も、9月3日の同じ時刻にSに到達した。Aは、Sに対して、債権 $\alpha$ の履行を請求することができるか。

令和6年度北海道大学大学院公共政策学教育部  
入学者試験「専門科目試験問題」

試験科目：国際法【選択】

---

以下の問1、問2に答えなさい。

問1 国際法における「共通利益」について、複数の具体例を挙げつつ、説明しなさい。(40点)

問2 以下の①および②について、詳しく説明しなさい。(各30点)

- ① 国内法秩序における国際法
- ② 旗国主義